

ID: 2

担当部署: 総務課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	塩谷町章の使用に関する規則 第6条第1項		
例規番号	平成28年規則第36号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (許可の取消し)</p> <p>第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当したときは、許可を取り消すものとする。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段等により許可を受けたとき</p> <p>(2) 使用目的以外に町章を使用したとき</p> <p>(3) 町長が条件を付して許可した場合において、その条件に反して町章を使用したとき</p> <p>(4) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき</p> <p>(5) その他の事由により町長が使用の取消しを必要と認めるとき</p> <p>2 町長は、前項の許可を取り消すときは、町章使用許可取消書(様式第4号)により申請者に対し通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 4

担当部署: 管理課

処分の概要	構内立入り及び使用禁止又は退去命令		
例規名 根拠条項	塩谷町役場庁舎並びに構内の立入り使用等に関する規則 第4条		
例規番号	昭和61年規則第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条の規定による。</p> <p>第4条 前条の許可を受けたものでも次の各号の一に該当するときは、町長は庁舎内に立入り、又は構内を使用することを禁止し、あるいは庁舎外及び構外に退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 銃器、凶器、爆発物その他危険のおそれある物品を携帯する者があるとき。</p> <p>(2) 建物、立木その他の施設を破壊し、損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) テント、なわばり等の施設物を設置し、旗、幕、プラカード等を掲出するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 拡声器等を使用し、放歌高唱し、その他庁舎の静穏を害する行為が行われるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(5) 座り込み、立ちふさがり、ねり歩きその他通行の妨害となる行為が行われるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(6) 職員の面会を強要し、金銭、物品等の寄附を強要し、又は押し売りをする等職員の職務を妨害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(7) 異様の服装又は酩酊したものがあるとき。</p> <p>(8) 公共の秩序、善良の風俗に反すると認められるとき。</p> <p>(9) 庁舎内外の美観を害すると認められるとき。</p> <p>(10) その他庁舎内外の行動が法令条例又は他の規定に違反するとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 6

担当部署: くらし安全課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例 第3条		
例規番号	平成22年条例第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第3条及び第4条の規定による。  (分担金の徴収)</p> <p>第3条 町長は、鉄塔整備事業の施行により利益を受ける通信事業者(以下「受益者」という。)から分担金を徴収する。  (分担金の額)</p> <p>第4条 分担金の額は、鉄塔整備事業に要する経費の額から鉄塔整備事業に対して国又は県から交付される補助金の額を除いた額の範囲内において、町長が定める額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 9

担当部署: くらし安全課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	塩谷町テレビ放送共同受信施設条例 第7条		
例規番号	平成23年条例第4号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。 (使用許可の取消し)</p> <p>第7条 町長は、管理組合又は使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 公益を害し、他の善良な利用者に対し、損害を与えるおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設を変更又は損傷させる行為が認められたとき又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(3) テレビジョン共同受信施設の運営上支障を生じるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 10

担当部署: くらし安全課

処分の概要	加入金及び使用料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町テレビ放送共同受信施設条例 第8条第2項		
例規番号	平成23年条例第4号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。 (加入金及び使用料)</p> <p>第8条 受信施設の加入金及び使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>2 使用料は、毎月1日に使用している使用者から徴収する。</p> <p>3 町長は、使用料の徴収に係る事務を組合に委託する。</p> <p>4 日本放送協会の放送の受信料は、使用者の負担とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 19

担当部署: 管理課

処分の概要	指定の取消し又は業務停止		
例規名 根拠条項	塩谷町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第10条		
例規番号	平成18年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。 (指定の取り消し等)</p> <p>第10条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 第7条第2項の規定は、指定管理者の指定の取り消し又は管理の業務の停止について準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 20

担当部署: 管理課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町行政財産使用料条例 第5条		
例規番号	平成4年条例第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第3条から第5条までの規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第3条 使用料は、年額により定めるものとし、その額は、別表により算定した額とする。ただし、使用期間が1年に満たない部分については、使用者が年額によることに同意した場合を除くほか、使用料の年額をその年度の日数で除して得た額に当該使用許可日数を乗じて得た額とする。</p> <p>(使用料の最低限度額)</p> <p>第4条 前条の規定により算出して得た使用料の額が1,000円未満の場合は、これを1,000円とする。</p> <p>(使用料の納入)</p> <p>第5条 行政財産の使用許可を受けた者は、使用料を納入通知書により指定された期限までに納入しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 23

担当部署: 管理課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	塩谷町行政財産使用料条例 第8条		
例規番号	平成4年条例第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。 (過料)</p> <p>第8条 詐欺その他不正の行為により、第3条に定める使用料の納付を免れた者に対しては、その納付を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>2 第3条に定める使用料の徴収に関し、職務の執行を妨げた者に対しては、1万円以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 24

担当部署: 企画調整課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町手数料条例 第1条		
例規番号	平成12年条例第4号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第1条及び第2条の規定による。</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の事務に関して、数人又は数事項を一括して1通の証明を請求するときは、1人1事項ごとにこれを1件とし、その件数に応じて手数料を徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 27

担当部署: 企画調整課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	塩谷町手数料条例 第9条		
例規番号	平成12年条例第4号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。</p> <p>(過料)</p> <p>第9条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>2 前項に定める者を除くほか、手数料の収入を減損するおそれのある行為その他手数料の徴収の秩序を乱す行為をした者に対しては、50,000円以下の過料を科することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 28

担当部署: 企画調整課

処分の概要	督促手数料及び延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例 第1条		
例規番号	昭和35年条例第13号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第1条及び第2条の規定による。 (趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項及び第2項の規定により分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の公法上の町税外収入金(以下「税外収入金」という。)の納入を督促したときは、この条例の定めるところにより、督促手数料及び延滞金を徴収する。 (督促手数料及び延滞金の額)</p> <p>第2条 督促手数料の額は、督促状1通につき、100円とする。</p> <p>2 延滞金の額は、納入通知書1通の金額(1,000円未満の端数又はその金額が2,000円未満であるときは、これを切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額とする。ただし、延滞金の額が100円未満の端数又はその金額が1,000円未満であるときは、これを切り捨てる。</p>			
備考	<p>塩谷町介護保険条例第8条に適用の規定あり</p> <p>塩谷町後期高齢者医療に関する条例第5条に適用の規定あり</p>		
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 29

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	利用保護者負担金の徴収						
例規名 根拠条項	塩谷町立塩谷中学校スクールバス運行に関する条例 第5条						
例規番号	平成22年条例第22号						
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条及び塩谷町立塩谷中学校スクールバス運行に関する条例施行規則第5条の規定による。</p> <p>(利用保護者負担金)</p> <p>第5条 利用保護者は、次の区分により町に利用保護者負担金を納付しなければならない。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="text-align: center;">負担金額</td> </tr> <tr> <td>1人当り</td> <td>年額10,000円(月額1,000円)</td> </tr> </table> <p>(負担金の納付)</p> <p>第5条 条例第5条の規定により、利用保護者が町に納付する負担金は、年2回に分けて5月と10月に納入通知書により納付するものとする。</p> <p>2 月割り計算で10,000円を超える場合は、上限10,000円とする。</p>					負担金額	1人当り	年額10,000円(月額1,000円)
	負担金額						
1人当り	年額10,000円(月額1,000円)						
備考							
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日				

ID: 32

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	復元命令		
例 規 名 根 拠 条 項	塩谷町希少植物保護条例 第10条		
例 規 番 号	平成26年条例第17号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。                  (復元命令)</p> <p>第10条 前条の規定に違反し、その事実が確認されたときは、町長は、違反者に対し、原状復元等を命ずることができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月9日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 33

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	塩谷町希少植物保護条例 第11条		
例規番号	平成26年条例第17号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第11条の規定による。 (過料)</p> <p>第11条 町長は、第9条の規定に違反した者又は第10条の規定による命令に違反した者に、過料として5万円を科することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 36

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	町指定有形文化財に関する許可の取消し及び行為の停止命令		
例規名 根拠条項	塩谷町文化財保護条例 第15条第4項		
例規番号	平成17年条例第20号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第15条の規定による。 (現状変更等の制限)</p> <p>第15条 町指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合はこの限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 38

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	町指定史跡名勝天然記念物に関する許可の取消し及び行為の停止命令		
例規名 根拠条項	塩谷町文化財保護条例 第40条第3項において準用する第15条第4項		
例規番号	平成17年条例第20号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第15条及び第40条の規定による。 (現状変更等の制限)</p> <p>第15条 町指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合はこの限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。 (現状変更等の制限)</p> <p>第40条 町指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合はこの限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 第1項の規定による許可を与える場合には第15条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には同条第4項の規定を準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 40

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し又は使用停止		
例規名 根拠条項	塩谷町体育施設設置及び管理条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第4号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (許可の取消等)</p> <p>第5条 教育委員会は、使用者がこの条例及びこれに基づく規則に違反し、又はそのおそれがある場合は、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。</p> <p>2 前項の処分により使用者に損害を生じても、町はその責を負わない。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 41

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町体育施設設置及び管理条例 第7条第1項		
例規番号	平成17年条例第4号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 使用料は、特別の場合を除き前納とする。</p> <p>3 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責によらない理由により使用不能になったとき</p> <p>(2) 使用日の7日前までに使用の取り消しの申出があつて、特別の事由があると認めたと き</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 45

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	利用中止命令		
例規名 根拠条項	塩谷町学校施設の開放に関する規則 第7条		
例規番号	昭和52年教育委員会規則第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。 (利用の中止)</p> <p>第7条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施細則に違反し又は管理指導員の指示に従わない利用者に対しては利用の中止を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 46

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	塩谷町学校施設の目的外使用に関する使用料条例 第3条		
例 規 番 号	昭和59年条例第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第2条及び第3条の規定による。                  (使用料)</p> <p>第2条 塩谷町学校施設の開放に関する規則(昭和52年塩谷町教委規則第1号)に規定する学校施設開放に伴う照明設備等の使用料の額は、別表に定めるところによる。                  (使用料の納入)</p> <p>第3条 使用料は、特別の場合を除き使用許可の際これを納入しなければならない。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 50

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し及び使用の制限		
例規名 根拠条項	塩谷町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成23年条例第19号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (許可の取り消等)</p> <p>第7条 教育委員会は、第5条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの施設の使用を制限し、又はその許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、教育委員会はその責めを負わない。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。 (2) 使用許可条件又は指示に従わないとき。 (3) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。 (4) その他教育委員会が管理運営上必要と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 51

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成23年条例第19号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。 (使用料)</p> <p>第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 56

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成23年条例第21号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。 (使用料)</p> <p>第8条 コミュニティセンターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 59

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し又は使用の制限		
例規名 根拠条項	塩谷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第11条		
例規番号	平成23年条例第21号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第11条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取り消等)</p> <p>第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、コミュニティセンターの使用を制限し、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、町はその責めを負わない。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく施行規則に違反したとき。 (2) 第6条の規定に該当したとき。 (3) 使用許可の条件に違反したとき。 (4) 偽りその他、不正の行為により使用の許可を受けたとき。 (5) その他、町長が管理運営上必要と認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 63

担当部署: 健康生活課

処分の概要	保育料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町立認定しおやこども園条例 第9条第1項		
例規番号	平成23年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。 (保育料)</p> <p>第9条 町長は、こども園に入園した乳幼児の保護者から塩谷町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める規則(平成27年塩谷町規則第3号)に定める利用者負担額(町の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額)を保育料として徴収するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 削除</p> <p>2 子育て支援センター事業の利用に係る利用料は、無料とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 65

担当部署: 健康生活課

処分の概要	利用料金の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例 第5条第1項		
例規番号	平成12年条例第7号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。</p> <p>第5条 放課後児童の利用料金は月額10,000円以内とする。ただし、保険料等は含まないものとする。</p> <p>2 町長は、必要があると認めるときは、前項の利用料金の減額又は全額を免除することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 69

担当部署: 健康生活課

処分の概要	助成金の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	塩谷町こども医療費助成に関する条例 第7条		
例 規 番 号	昭和47年条例第13号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。                  (助成金の返還)</p> <p>第7条 町長は、偽りその他不正な行為により第4条及び第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 73

担当部署: 健康生活課

処分の概要	延長保育料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める規則 第6条		
例規番号	平成27年規則第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。                  (延長保育料の徴収)</p> <p>第6条 町長は、町が設置する特定教育・保育施設において別に定めるところにより実施する延長保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者から、別表4に定める延長保育料を徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 78

担当部署: 健康生活課

処分の概要	利用許可の取消し及び利用停止又は利用制限		
例規名 根拠条項	塩谷町こども未来館しおらんの設置及び管理に関する条例 第10条第1項		
例規番号	令和2年条例第4号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用許可の取消し等)</p> <p>第10条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の許可を取り消し、又はその利用を停止し、若しくは利用を制限することができる。</p> <p>(1) 第6条の規定により付した許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第7条各号の規定に該当したとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。</p> <p>2 前項の規定により利用者において損害を受けることがあっても、町長はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 79

担当部署: 健康生活課

処分の概要	利用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	塩谷町こども未来館しおらんの設置及び管理に関する条例 第11条第1項		
例 規 番 号	令和2年条例第4号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第11条の規定による。 (利用料)</p> <p>第11条 施設の利用料は別表のとおりとする。</p> <p>2 利用料の納入の時期は、当該施設の利用許可を受けたときとする。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 83

担当部署: 福祉課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	塩谷町重度心身障害者医療費助成に関する条例 第6条		
例規番号	昭和48年条例第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。                  (助成金の返還)</p> <p>第6条 町長は、偽りその他不正な行為により、第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 87

担当部署: 健康生活課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	塩谷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 第7条		
例規番号	昭和51年条例第20号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。 (助成金の返還)</p> <p>第7条 町長は、偽りその他不正な行為により、第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 91

担当部署: 健康生活課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	塩谷町妊産婦医療費の助成に関する条例 第6条		
例規番号	昭和48年条例第2号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (助成金の返還)</p> <p>第6条 町長は、偽り、その他不正な行為により、第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 95

担当部署: 健康生活課

処分の概要	手当の返還		
例規名 根拠条項	塩谷町遺児手当支給条例 第10条		
例規番号	昭和44年条例第23号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。                      (手当の返還)</p> <p>第10条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、町長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 97

担当部署: 福祉課

処分の概要	利用許可の取消し又は退去命令		
例規名 根拠条項	塩谷町老人福祉センターの設置及び運営に関する条例 第7条		
例規番号	昭和57年条例第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の制限)</p> <p>第7条 町長は、次の各号の一に該当すると認められる場合には、老人福祉センターの利用をこばみ又は取消し、若しくは、施設からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他町長が適当でないと認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 98

担当部署: 福祉課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町老人福祉センター使用料条例 第2条第1項		
例規番号	昭和57年条例第2号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第2条の規定による。 (使用料)</p> <p>第2条 老人福祉センターの利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>2 塩谷町老人福祉センターの設置及び運営に関する条例(昭和57年塩谷町条例第1号)第5条第1項に該当する者については、無料とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 103

担当部署: 福祉課

処分の概要	利用承認の取消し		
例規名 根拠条項	塩谷町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例 第5条ただし書		
例規番号	平成12年条例第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条、塩谷町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(利用の承認等)</p> <p>第5条 センターを利用する者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設若しくは設備等をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他管理上支障があるとき。</p> <p>(利用の取り消し)</p> <p>第5条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認められたとき、その利用を中止又は取り消すことができる。</p> <p>(1) 条例第4条に規定する要件を備えなくなったとき。</p> <p>(2) この事業の利用中に病気その他健康上の理由により、利用を受けることが困難となったとき。</p> <p>(3) その他町長が不相当と認めたとき。</p> <p>2 町長は、前項の規定により中止又は取り消しを決定したときは、塩谷町デイサービス事業利用中止(取消)通知書により、利用者に通知するとともに、塩谷町デイサービス事業利用中止(取消)報告書により、施設長に通知するものとする。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 104

担当部署: 福祉課

処分の概要	祝金の返還命令		
例規名 根拠条項	塩谷町敬老祝金条例 第7条第2項		
例規番号	平成17年条例第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。 (支給の停止及び返還)</p> <p>第7条 町長は、祝金の支給が適当でないと認めたものに対し、これを支給しないことができる。</p> <p>2 町長は、不当に祝金の支給を受けた者があるときは、既に支給した祝金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 105

担当部署: くらし安全課

処分の概要	処理手数料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第8条第1項		
例規番号	昭和60年条例第17号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。                  (一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第8条 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により法第2条第2項の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、当該廃棄物を生じた土地又は建物等の占有者又は管理者若しくは所有者(以下「一般廃棄物排出者」という。)から次の一般廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>(1) 可燃ごみ処理手数料                  (2) 粗大ごみ収集運搬手数料</p> <p>2 前項に規定する手数料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>3 既納の一般廃棄物処理手数料は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 109

担当部署: くらし安全課

処分の概要	許可申請手数料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第19条第1項		
例規番号	昭和60年条例第17号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第19条の規定による。                  (一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料等)</p> <p>第19条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際納入しなければならない。</p> <p>(1) 法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 5,000円</p> <p>(2) 法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 5,000円</p> <p>(3) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者 2,500円</p> <p>(4) 法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者 2,500円</p> <p>(5) 許可証の再交付を受けようとする者 2,500円</p> <p>2 既に納めた手数料は、還付しない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 111

担当部署: くらし安全課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町浄化槽の清掃業に関する条例 第6条第1項		
例規番号	昭和60年条例第16号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。                  (浄化槽清掃業許可申請手数料等)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際納入しなければならない。</p> <p>(1) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 5,000円</p> <p>(2) 許可証の再交付を受けようとする者 1,000円</p> <p>2 既に納めた手数料は、還付しない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 113

担当部署: くらし安全課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	塩谷町有墓地設置、管理及び使用条例 第7条第1項		
例規番号	昭和51年条例第16号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消)</p> <p>第7条 次の各号に該当する者には、町長は墓地の使用許可を取消することができる。</p> <p>(1) 墓地の使用者が死亡した日から起算して3年を経過しても、祭祀を承継する者がいないとき。</p> <p>(2) 墓地の使用者及びその家族が住所不明となって10年を経過したとき。ただし、承継者がいる場合はその限りでない。</p> <p>(3) 墓地を転貸したとき。</p> <p>(4) その他この条例又は規則に違反したとき。</p> <p>(5) 第11条に規定する管理料を5年間納付しないとき。</p> <p>2 前項の規定により許可を取消されたときは(ただし、前項第1号及び第2号は除く。)使用者は直ちにその場所を原状に復して返還しなければならない。</p> <p>3 使用者が前項の措置を行なわなかった場合は、町長がこれを行いその費用は使用者から徴収する。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 114

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	塩谷町有墓地設置、管理及び使用条例 第10条第1項
例規番号	昭和51年条例第16号

【基準】

第10条の規定による。

(使用料)

第10条 使用料は次により許可の際徴収する。

区分	面積	金額
新田町有墓地	9平方メートル	70,000円
芦場町有公園墓地Cタイプ	6.6 "	250,000
〃 Aタイプ	8.25 "	160,000
〃 Bタイプ	6.6 "	140,000
〃 特別霊域	8.25 "	250,000

2 前項の規定にかかわらず、芦場町有公園墓地に限り、町長が特に必要と認めた場合5年を限度として、使用料を分割して納付することができる。この場合、各年度ごとの分納金及び付加金は次の表に定めるところによる。ただし、5年以内に残金の全額を納付する場合は、次年度以降の付加金は徴収しない。

(単位：円)

年度	Cタイプ			Aタイプ		
	分割金額	付加金	合計金額	分割金額	付加金	合計金額
第1年度	62,000	3,000	65,000	47,200	1,800	49,000
第2年度	47,000	3,000	50,000	28,200	1,800	30,000
第3年度	47,000	3,000	50,000	28,200	1,800	30,000
第4年度	47,000	3,000	50,000	28,200	1,800	30,000
第5年度	47,000	3,000	50,000	28,200	1,800	30,000
合計	250,000	15,000	265,000	160,000	9,000	169,000

年度	Bタイプ			特別霊域		
	分割金額	付加金	合計金額	分割金額	付加金	合計金額
第1年度	46,400	1,600	48,000	62,000	3,000	65,000
第2年度	23,400	1,600	25,000	47,000	3,000	50,000
第3年度	23,400	1,600	25,000	47,000	3,000	50,000
第4年度	23,400	1,600	25,000	47,000	3,000	50,000
第5年度	23,400	1,600	25,000	47,000	3,000	50,000
合計	140,000	8,000	148,000	250,000	15,000	265,000

備考

ID: 115

担当部署: くらし安全課

処分の概要	管理料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町有墓地設置、管理及び使用条例 第11条		
例規番号	昭和51年条例第16号		
<b>【基準】</b> 第11条の規定による。 (管理料) 第11条 墓地の利用者は墓地の管理に要する経費として墓地1ヶ所につき毎年2,000円の管理料を納入しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 122

担当部署: くらし安全課

処分の概要	許可の取消し又は停止		
例規名 根拠条項	塩谷町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害発生の防止に関する条例 第16条第1項		
例規番号	平成18年条例第28号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第16条の規定による。 (許可の取消し等)</p> <p>第16条 町長は、第3条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る小規模特定事業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 不正の手段により第3条、第7条第1項又は第14条の2第1項の許可を受けたとき</p> <p>(2) 第3条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき</p> <p>(3) 第5条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき</p> <p>(4) 第6条(第7条第5項及び第14条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反したとき</p> <p>(5) 第7条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき</p> <p>(6) 第8条から第12条の2までの規定に違反したとき。</p> <p>(7) 前条第1項の規定により第3条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第5条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するとき</p> <p>(8) 次条第1項、第3項から第4項までの規定による命令に違反したとき</p> <p>2 前項の規定により第3条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る小規模特定事業について次条第3項又は第4項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 123

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	措置命令
例規名 根拠条項	塩谷町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害発生の防止に関する条例 第17条
例規番号	平成18年条例第28号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第17条の規定による。 (措置命令等)</p> <p>第17条 町長は、小規模特定事業等において、安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該小規模特定事業等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該小規模特定事業等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該小規模特定事業等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>2 町長は、小規模特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が小規模特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対しても、期限を定めて、当該小規模特定事業に係る小規模特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し又は当該小規模特定事業による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 当該土砂等を当該小規模特定事業区域に搬入した者(前項に規定する者を除く。)</p> <p>(2) 前項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をするを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をするを助けた者</p> <p>3 町長は、小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該小規模特定事業を行う第3条の許可を受けた者(第7条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないうで変更した者を除く。)に対し、当該小規模特定事業を一時停止し、又は当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 町長は、第3条又は第7条第1項の規定に違反して小規模特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該小規模特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>5 町長は、第13条第3項、第14条第5項又は前条第2項の規定に違反したに対し、期限を定めて、その小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	
備考	

ID: 124

担当部署: くらし安全課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害発生の防止に関する条例 第20条		
例規番号	平成18年条例第28号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第20条の規定による。 (手数料)</p> <p>第20条 第3条又は第7条第1項又は第14条の2第1項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 第3条の許可申請 1件につき26,000円</p> <p>(2) 第7条第1項の変更の許可の申請 1件につき16,500円</p> <p>(3) 第14条の2第1項の譲受けの許可の申請 1件につき16,500円</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 126

担当部署: くらし安全課

処分の概要	改善命令		
例 規 名 根 拠 条 項	塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全条例 第14条		
例 規 番 号	平成26年条例第23号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第14条の規定による。 (改善命令)</p> <p>第14条 町長は、許可を受けた事業者等が第11条第1項に定める基準に違反した場合、その他湧水を中心とする生物多様性に著しい影響を及ぼすおそれがある場合又は湧水の品質に対する社会的評価が低下するおそれがある場合は、当該許可を受けた事業者等に対し、相当な改善策の実施を命じることができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月9日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年3月31日

ID: 127

担当部署: くらし安全課

処分の概要	中止命令及び措置命令		
例規名 根拠条項	塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全条例 第17条		
例規番号	平成26年条例第23号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第17条の規定による。 (中止命令等)</p> <p>第17条 町長は、前条の勧告に従わずに事業活動を行う者に対し、当該事業活動の中止を命じることができる。</p> <p>2 前項による中止命令と併せて又はこれに代えて、当該事業者に対し、相当の期間を定めて施設の撤去等の原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命じることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 128

担当部署: くらし安全課

処分の概要	勧告履行命令		
例 規 名 根 拠 条 項	塩谷町的美観を保護する条例 第9条第2項		
例 規 番 号	平成9年条例第17号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。 (勧告、命令及び公表)</p> <p>第9条 町長は、第7条又は前条の規定に違反した者に対し、地域環境の美化の向上や資源物の有効利用を図るために必要な限度において、期限を定め、空き地の雑草の除去、空き缶等及び廃家庭電化製品等の回収、回収容器の設置等の措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>2 町長は、前項の規定により勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定め、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>3 町長は、前項の規定により命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 131

担当部署: 住民課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	塩谷町国民健康保険条例 第15条から第17条まで		
例規番号	昭和34年条例第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第15条から第18条までの規定による。</p> <p>第15条 この町は、世帯主が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>第16条 この町は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに国民健康保険法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処する。</p> <p>第17条 この町は、偽りその他不正の行為により、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>第18条 前3条の過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 134

担当部署: 福祉課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	塩谷町介護保険条例 第13条から第16条まで		
例規番号	平成12年条例第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第13条から第17条までの規定による。</p> <p>第13条 町は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>第14条 町は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められて、これに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。</p> <p>第15条 町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第16条 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第17条 第13条から前条までの過料の額は、情状により町長が定める。</p> <p>2 第13条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 135

担当部署: 住民課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	塩谷町後期高齢者医療に関する条例 第8条及び第9条		
例規番号	平成20年条例第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条から第10条までの規定による。</p> <p>第8条 町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第9条 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(町が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第10条 前2条の過料の額は、情状により町長が定める。</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 146

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用の停止又は許可の取消し		
例規名 根拠条項	塩谷町放牧場設置、管理及び使用料条例 第7条		
例規番号	昭和48年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。                  (使用の禁止等)</p> <p>第7条 町長は次の各号の一に該当するときはその使用を停止し、又は第2条の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例に違反したとき。                  (2) 使用許可の条件に違反したとき。                  (3) 伝染性疾病の発生又はまん延のおそれがあると認めたとき。                  (4) その他適正な放牧場使用を欠くと認めたとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 148

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町放牧場設置、管理及び使用料条例 第11条第1項		
例規番号	昭和48年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第11条及び塩谷町放牧場設置、管理及び使用料条例施行規則第6条の規定による。 (使用料)</p> <p>第11条 使用者は1日につき放牧する頭数に規則で定める額を乗じて得た使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 町長は特に必要があると認めるときは、使用料を免除又は減額することができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は別表第1に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の中で、放牧場の使用中に15ヶ月齢に達した牛は、その月齢に達した月の翌月から15ヶ月齢以上の使用料を納入しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 152

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用承認の取消し及び停止又は制限		
例規名 根拠条項	塩谷町自然休養村センターの設置、管理及び使用料条例 第8条第1項		
例規番号	昭和53年条例第2号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用承認の取消等)</p> <p>第8条 町長は、第6条の規定により、使用の承認を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、その承認を取消し、使用を制限し、若しくは停止し、又は退場を命ずることができる。</p> <p>(1) この規定に違反したとき。</p> <p>(2) いつわり、その他不正の手段により使用の承認を受けたとき。</p> <p>(3) 使用承認の条件に違反したとき。</p> <p>(4) その他町長が管理上特に支障があると認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者に損害を生じた場合、町はその責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 153

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町自然休養村センターの設置、管理及び使用料条例 第9条		
例規番号	昭和53年条例第2号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。 (使用料の徴収)</p> <p>第9条 自然休養村センターを使用するものは、別表に定める使用料を納めなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 156

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町野営場等林間休養施設の設置、管理及び使用料条例 第4条第1項		
例規番号	昭和53年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条の規定による。 (使用料)</p> <p>第4条 野営場等を使用するものは、別表に定める使用料を納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、使用前に納入しなければならない。ただし、使用者の願いにより相当な理由があると認めるときは、後納させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 161

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用の取消し又は一時停止		
例規名 根拠条項	塩谷町交流促進センター等の設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成12年条例第29号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。                  (使用の停止等)</p> <p>第6条 町長は、次の各号の一に該当するときは、許可の条件を変更し、又は許可を取消し、若しくは使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用者が、町長の承認を受けないで使用の目的を変更し、又は許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく施行規則に違反したとき。</p> <p>(3) その他、町長が管理上特に支障があると認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により使用者に損害を生じた場合、町はその責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 162

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町交流促進センター等の設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成12年条例第29号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 166

担当部署: 産業振興課

処分の概要	利用許可の取消し又は制限		
例規名 根拠条項	塩谷町やすらぎの体験交流施設の設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	平成14年条例第4号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用許可の取消等)</p> <p>第6条 町長は、施設の利用許可を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該利用の許可を制限し、又は利用許可を取り消すことができる。この場合において利用者が損害を受けることがあっても、町長はその責を負わない。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく施行規則に違反したとき。 (2) 前条各号の規定に該当したとき。 (3) 利用許可の条件に違反したとき。 (4) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。 (5) その他町長が管理上必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 168

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用許可の取消し又は使用停止		
例規名 根拠条項	塩谷町活性化施設設置に関する条例施行規則 第5条		
例規番号	平成21年規則第12号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。                  (使用許可の取り消し等)</p> <p>第5条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この規則に違反したとき。                  (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。                  (3) 使用許可の条件又は町関係職員の指示に従わないとき。                  (4) その他活性化施設の管理運営上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 171

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用許可の取消し及び使用停止又は使用制限		
例規名 根拠条項	道の駅湧水の郷しおや設置及び管理に関する条例 第12条(第7条第3項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成24年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第12条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消)</p> <p>第12条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又はその許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) この条例又は条例に基づく規則に違反したとき。</li> <li>(2) 使用許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</li> <li>(3) 使用料を納期限までに納付しないとき。</li> <li>(4) 偽りその他の不正行為により使用許可を受けたとき。</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が管理運営上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 172

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	道の駅湧水の郷しおや設置及び管理に関する条例 第13条		
例規番号	平成24年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第13条の規定による。 (使用料)</p> <p>第13条 使用者は、使用等の許可を受けたときは、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 176

担当部署: 産業振興課

処分の概要	指定の取消し及び奨励金の返還命令		
例 規 名 根 拠 条 項	塩谷町企業立地促進条例 第11条		
例 規 番 号	平成28年条例第24号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第11条の規定による。 (指定の取消)</p> <p>第11条 町長は、被指定人が次の各号の一に該当するときは、その指定を取消することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第4条の資格を欠いたとき。</li> <li>(2) 事業を中止し、若しくは廃止したとき。</li> <li>(3) 申請に虚偽の事実があったとき。</li> <li>(4) 町税等の滞納が発生したとき。</li> <li>(5) その他町長が必要と認めたとき。</li> </ol> <p>2 町長は、前項の規定に基づき指定の取消しを受けた企業に対し、既に交付した立地奨励金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 178

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用許可の取消し又は一時停止		
例規名 根拠条項	塩谷町多目的野外ステージ設置、管理及び使用料条例 第4条第1項		
例規番号	平成元年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第4条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の停止等)</p> <p>第4条 町長は、次の各号の一に該当するときは、許可の条件を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用者が、町長の承認を受けないで使用の目的を変更し、又は許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上必要があると認めるとき。</p> <p>2 前項の処分により使用者に損害が生じても、町はその責任を負わない。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 180

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町多目的野外ステージ設置、管理及び使用料条例 第6条第1項		
例規番号	平成元年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (使用料)</p> <p>第6条 使用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料は、町長が認める場合を除き、前納とする。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責によらない理由により、使用不能になったとき。</p> <p>(2) 使用日の前日までに使用の取消しの申出があったとき。</p> <p>(3) その他町長が必要と認めたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 183

担当部署: 産業振興課

処分の概要	入場拒否及び退場命令		
例規名 根拠条項	塩谷町多目的野外ステージ設置、管理及び使用料条例施行規則 第5条		
例規番号	平成元年規則第16号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (入場の制限)</p> <p>第5条 町長は、次の各号の一に該当するものに対して、野外ステージ施設内への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 伝染病の病気にかかっている者又は精神異常者と認められる者</li> <li>(2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者</li> <li>(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となるものを携帯するもの</li> <li>(4) その他野外ステージの管理上支障があると認められる者</li> </ol>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 186

担当部署: 管理課

処分の概要	使用料等の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町公共物管理条例 第6条第1項		
例規番号	平成15年条例第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条の規定による。 (使用料等)</p> <p>第6条 町長は、第4条第1項の許可を受けた者から別表に定める額の使用料及び採取料(以下「使用料等」という。)を徴収することができる。</p> <p>2 使用料等は第4条第1項の許可の際徴収する。ただし、許可の期間が2会計年度以上にわたる場合で町長が特に必要と認めるときは、初年度分は許可の際に、次年度以降の分については当該年度分を毎年度の初めに徴収することができる。</p> <p>3 使用料等で既に納めたものは、返還しない。ただし、町長は、公益上必要がある場合その他特別の理由があると認めた場合は、その使用料等の一部又は全部を返還することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 189

担当部署: 管理課

処分の概要	許可の取消し及び措置命令		
例規名 根拠条項	塩谷町公共物管理条例 第9条		
例規番号	平成15年条例第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。 (許可の取消等)</p> <p>第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、工作物その他の施設の改築、移転、除却、若しくは当該工作物その他の施設により生じるべき損害を防止するために必要な施設を設けること若しくは公共物を原状に回復することを命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反したとき。</p> <p>(2) 許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>(3) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。</p> <p>(4) 工事その他の行為又は工作物が公共物の管理上著しい支障を生じることとなったとき。</p> <p>(5) 公共物に関する工事のためやむを得ない理由があるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか公益上やむを得ない理由があるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 191

担当部署: 管理課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	塩谷町公共物管理条例 第12条		
例規番号	平成15年条例第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第12条の規定による。 (罰則)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に科する。</p> <p>(1) 第3条各号のいずれかに該当する行為をした者</p> <p>(2) 第4条第1項の許可を受けずに同項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第4条第2項の許可に付された条件に違反した者</p> <p>(4) 第8条の規定による原状回復をせず、又は検査を拒み、妨げた者</p> <p>(5) 第9条の規定による町長の命令に従わなかった者</p> <p>2 詐欺その他不正な行為により第6条第1項の規定する使用料等の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 196

担当部署: 建設水道課

処分の概要	家賃の徴収
例規名 根拠条項	塩谷町営住宅管理条例 第16条第1項
例規番号	平成9年条例第10号
<p><b>【基準】</b></p> <p>第13条、第16条、第38条及び第39条の規定による。 (家賃の決定)</p> <p>第13条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められた者をいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、町営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。</p> <p>3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条の規定する方法により算出した額とする。</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第16条 町長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が町営住宅を明渡した日(第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明渡した日のいずれか早い日、第41条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡し請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末(月の途中で明渡した場合は明渡した日)までに、その月分を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割り計算による。</p> <p>4 入居者が第40条に規定する手続きを経ないで住宅を立退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p> <p>(公営住宅建替事業に係わる家賃の特例)</p> <p>第38条 町長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第39条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p>	

ID: 197

担当部署: 建設水道課

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	塩谷町営住宅管理条例 第30条第1項		
例 規 番 号	平成9年条例第10号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第30条の規定による。 (収入超過者に対する家賃)</p> <p>第30条 第28条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第13条第1項の規定にかかわらず、当初認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。</p> <p>2 町長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。</p> <p>3 第15条、第16条及び第17条の規定は、第1項の家賃について準用する。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 198

担当部署: 建設水道課

処分の概要	高額所得者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町営住宅管理条例 第32条第1項		
例規番号	平成9年条例第10号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第32条の規定による。                  (高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第32条 第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第13条第1項及び第30条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても町営住宅を明渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、町長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 第15条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第16条及び第17条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 199

担当部署: 建設水道課

処分の概要	駐車場の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町営住宅管理条例 第42条第2項		
例規番号	平成9年条例第10号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第42条の規定による。 (駐車場の使用)</p> <p>第42条 駐車場を使用できる者は、町営住宅の入居者であらかじめ町長の許可を受けた者(以下「使用者」という。)とする。</p> <p>2 前項の許可を受けたものは、別表第2で定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>3 駐車場を使用できる自動車は普通自動車(最大積載量2トンを超えるトラック等を除く。)、小型自動車及び軽自動車で自家用自動車に限る。</p> <p>4 駐車場で発生した盗難、自動車の損害等の事故により、使用者が損害を受けることがあっても町及び住宅管理人はその補償の責を負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 200

担当部署: 建設水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	塩谷町営住宅管理条例 第45条		
例規番号	平成9年条例第10号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第45条の規定による。</p> <p>(罰則)</p> <p>第45条 町長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 203

担当部署: 建設水道課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町都市公園条例 第9条		
例規番号	昭和50年条例第19号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。 (使用料)</p> <p>第9条 有料公園施設等を利用する者は、別表第1に、法第6条第1項若しくは第3項、及び条例第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げた額の使用料を前納しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206

担当部署: 建設水道課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	塩谷町都市公園条例 第12条		
例規番号	昭和50年条例第19号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第12条の規定による。 (監督処分)</p> <p>第12条 町長は、次の各号の一に該当する者に対しては許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為を中止、原状回復、若しくは公園から退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例、又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号の一に該当する場合においては、許可を受けた者に対し、前項の規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207

担当部署: 建設水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	塩谷町都市公園条例 第17条及び第18条		
例規番号	昭和50年条例第19号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第17条及び第18条の規定による。 (罰則)</p> <p>第17条 次の各号の一に該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第12条第1項又は第2項の規定による町長の命令に違反した者</p> <p>(不正使用)</p> <p>第18条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 210

担当部署: 建設水道課

処分の概要	指定の取消し		
例規名 根拠条項	塩谷町指定給水装置工事事業者規程 第8条		
例規番号	平成10年水道規程第14号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。 (指定の取消し)</p> <p>第8条 町長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取消することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき</li> <li>(2) 第5条各号に適合しなくなったとき</li> <li>(3) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき</li> <li>(4) 第12条各号の規定に違反したとき</li> <li>(5) 第13条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められたとき</li> <li>(6) 第16条の規定による町長の求めに対し正当な理由なくこれに応じないとき。</li> <li>(7) 第17条の規定による町長の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき</li> <li>(8) その施行をする工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき</li> </ol>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 213

担当部署: 建設水道課

処分の概要	料金の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町水道事業給水条例 第24条		
例規番号	平成10年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第24条及び第25条の規定による。                  (料金の支払義務)</p> <p>第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。                  (料金)</p> <p>第25条 料金は、別表第2に定める基本料金と超過料金の合計金額に100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、10円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額をもって当該金額とする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 214

担当部署: 建設水道課

処分の概要	加入金の徴収																						
例規名 根拠条項	塩谷町水道事業給水条例 第31条第1項																						
例規番号	平成10年条例第3号																						
<p><b>【基準】</b>                  第31条の規定による。                  (水道加入金)                  第31条 町は、給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増す場合に限る。以下この条例において同じ。)をする者から給水管の口径が次の表の左欄に掲げるものにつき、同表の当該右欄に定める額に100分の110を乗じて得た金額の水道加入金(以下「加入金」という。)を徴収する。ただし、改造に係る加入金の額は、次の表に掲げる新口径に対応する金額と旧口径に対応する金額との差額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給水管の口径</th> <th style="text-align: center;">金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">40,000</td> </tr> <tr> <td>20ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">100,000</td> </tr> <tr> <td>25ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">170,000</td> </tr> <tr> <td>30ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">270,000</td> </tr> <tr> <td>40ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">500,000</td> </tr> <tr> <td>50ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">870,000</td> </tr> <tr> <td>75ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">2,260,000</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">4,470,000</td> </tr> <tr> <td>100ミリメートルを越えるもの</td> <td style="text-align: center;">管理者が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の加入金は、当該工事の申込みの際徴収する。ただし、工事申込み後の設計変更による給水管の口径を増した場合の不足の加入金は、工事竣工届の際徴収する。                  3 第11条第1項及び第2項の規定は加入金の徴収について準用する。この場合において、同条同項中「工事費」とあるのは、「加入金」と読み替える。                  4 既納の加入金は還付しない。ただし、工事着手前に工事を取りやめた場合又は工事中設計変更により生じた差額についてはこの限りでない。</p>				給水管の口径	金額(円)	13ミリメートル	40,000	20ミリメートル	100,000	25ミリメートル	170,000	30ミリメートル	270,000	40ミリメートル	500,000	50ミリメートル	870,000	75ミリメートル	2,260,000	100ミリメートル	4,470,000	100ミリメートルを越えるもの	管理者が定める額
給水管の口径	金額(円)																						
13ミリメートル	40,000																						
20ミリメートル	100,000																						
25ミリメートル	170,000																						
30ミリメートル	270,000																						
40ミリメートル	500,000																						
50ミリメートル	870,000																						
75ミリメートル	2,260,000																						
100ミリメートル	4,470,000																						
100ミリメートルを越えるもの	管理者が定める額																						
備考																							
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日																				

ID: 215

担当部署: 建設水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町水道事業給水条例 第32条第1項		
例規番号	平成10年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第32条の規定による。 (手数料)</p> <p>第32条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が、特別な理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <p>(1) 第8条第1項の指定をするとき又は法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき 1件につき 15,000円</p> <p>(2) 第8条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき 1回につき 1,000円</p> <p>(3) 第8条第2項の工事の検査をするとき 1回につき 1,000円</p> <p>(4) 第21条第2項の消防演習の立会いをするとき 1回につき 1,000円</p> <p>(5) 証明書の交付 1件につき 200円</p> <p>2 前項の手数料は、特別な理由がない限り還付しない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 217

担当部署: 建設水道課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	塩谷町水道事業給水条例 第40条及び第41条		
例規番号	平成10年条例第3号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第40条及び第41条の規定による。 (過料)</p> <p>第40条 町長は、次の各号の一つに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2) 正当な理由がなく、第18条のメーターの設置、第26条の使用水量の計算、第34条の検査、又は第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第22条の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(4) 第25条の料金、第32条の手数料、又は第31条の加入金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第41条 町長は、詐欺その他、不正の行為によって第25条の料金、又は第32条の手数料の徴収を免れたものに対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 222

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	設置許可及び変更許可の取消し		
例規名 根拠条項	塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例 第18条		
例規番号	令和3年条例第8号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第18条の規定による。 (設置許可又は変更許可の取消し)</p> <p>第18条 町長は、許可事業者又は変更許可を受けた許可事業者(以下「変更許可事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。</p> <p>(2) 設置許可又は変更許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該設置許可に係る設置事業に着手しなかったとき。</p> <p>(3) 設置許可又は変更許可を受け、当該許可に係る設置事業に着手した日後1年を超える期間引き続き設置事業を行っていないとき。</p> <p>(4) 第12条第1項(前条第4項において準用する場合を含む。)に規定する要件を満たさない設置事業を行ったとき。</p> <p>(5) 第12条第3項(前条第4項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>(6) 前条第1項の規定に違反して変更許可を受けないで設置事業を行ったとき。</p> <p>(7) 第31条第1項又は第3項の規定による命令に従わないとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 223

担当部署: くらし安全課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例 第32条		
例規番号	令和3年条例第8号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第32条の規定による。 (命令)</p> <p>第32条 町長は、許可事業者又は変更許可事業者が、正当な理由なく、前条第1項の規定による勧告に従わないときは、当該許可事業者又は当該変更許可事業者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他の違反を是正するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。</p> <p>2 町長は、前条第2項の設置事業者が、正当な理由なく、同項の規定による勧告に従わないときは、当該設置事業者に対し、設置事業の中止を命じ、又は相当の期限を定めて太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他の違反を是正するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。</p> <p>3 町長は、許可事業者又は変更許可事業者が、正当な理由なく、前条第3項の規定による勧告に従わないときは、当該許可事業者又は当該変更許可事業者に対し、相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 224

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	図書館利用の禁止等		
例規名 根拠条項	塩谷町図書館設置管理条例施行規則 第5条		
例規番号	令和4年教育委員会規則第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (利用の制限)</p> <p>第5条 館長は次のいずれかに該当すると認められるときは、利用者に対し図書館の利用を制限又は禁止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 館内の風紀及び秩序を乱すおそれがあると認められるとき。</li> <li>(2) 他の利用者に対し、迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。</li> <li>(3) 館長の指示に従わないとき。</li> <li>(4) その他管理上支障又はそのおそれがあると認められるとき。</li> </ol>			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 229

担当部署: くらし安全課

処分の概要	支給決定の取消し等		
例規名 根拠条項	塩谷町犯罪被害者等支援条例施行規則 第10条第1項		
例規番号	令和4年規則第20号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。 (見舞金の返還等)</p> <p>第10条 町長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による見舞金の支給決定を取り消し、既に支給した見舞金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により見舞金の支給決定又は支給を受けたとき。</p> <p>(2) 条例又はこの規則の規定に違反したとき。</p> <p>2 町長は、前項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金・重傷病見舞金)支給決定取消通知書(様式第5号)により、当該支給決定者に通知するものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 234

担当部署: 議会事務局

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	塩谷町議会の個人情報の保護に関する条例 第57条		
例 規 番 号	令和5年条例第4号		
<b>【基準】</b> 第57条の規定による。 第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和5年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日

ID: 237

担当部署: 健康生活課

処分の概要	支給決定の取消し及び返還		
例規名 根拠条項	しおやっこ応援金条例 第7条		
例規番号	令和5年条例第7号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(支給決定の取消し及び返還)</p> <p>第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、支給の決定を取り消し、又は既に支給した応援金を返還させることができる。</p> <p>(1) 応援金の申請又は受給に関し不正の行為があったとき。</p> <p>(2) 出生児又は応援金の支給を受けた出生児の父若しくは母が第5条各号に規定する日から6ヶ月以内に転出したとき。ただし、災害その他やむを得ない理由により町長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(3) この条例の規定に違反したとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 239

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	塩谷町東古屋キャンプ場の設置及び管理運営に関する条例 第6条第1項(第8条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	令和5年条例第32号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1) その使用が、前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正の手段によって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。</p> <p>(4) 公的に使用する必要が生じたとき。</p> <p>(5) その他この規定又は許可の条件に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定による処分により、利用者に損害が生じても、町はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 240

担当部署: 産業振興課

処分の概要	退去命令		
例規名 根拠条項	塩谷町東古屋キャンプ場の設置及び管理運営に関する条例 第7条第2項(第8条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	令和5年条例第32号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第7条の規定による。 (利用者の遵守事項)</p> <p>第7条 利用者は、町の指示に従い、秩序の保持、安全の確保及び迷惑行為の防止に努めなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定に反する行為のある利用者に対して、退去を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 241

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	塩谷町東古屋キャンプ場の設置及び管理運営に関する条例 第10条		
例規番号	令和5年条例第32号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。 (使用料)</p> <p>第10条 利用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料の範囲内で町長が定めた額を納付しなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1001

担当部署: くらし安全課

処分の概要	計画変更勧告の従事命令又は当該勧告に係る特定施設の使用の一時停止命令		
例 規 名 根 拠 条 項	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第34条第2項		
例 規 番 号	平成16年栃木県条例第40号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第34条第2項の規定による。 (改善勧告等)</p> <p>第34条</p> <p>2 知事は、第29条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定施設を設置しているとき又は前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めてこれらの勧告に従うべきことを命じ、又はこれらの勧告に係る特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年8月1日

ID: 1002

担当部署: くらし安全課

処分の概要	第30条第1項、第31条及び第32条の規定に違反している者に対する勧告に従わない場合の措置命令		
例規名 根拠条項	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第35条第2項		
例規番号	平成16年栃木県条例第40号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第35条第2項の規定による。 (勧告等)</p> <p>第35条</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年8月1日

ID: 1003

担当部署: くらし安全課

処分の概要	改善勧告等に従わない場合の勧告従事命令		
例 規 名 根 拠 条 項	栃木県生活環境の保全等に関する条例 第38条第2項		
例 規 番 号	平成16年栃木県条例第40号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第38条第2項の規定による。 (改善勧告等)</p> <p>第38条</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年8月1日

ID: 1006

担当部署: 産業振興課

処分の概要	普通地区における措置命令		
例規名 根拠条項	自然環境の保全及び緑化に関する条例 第17条第2項		
例規番号	昭和49年栃木県条例第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第17条第2項の規定による。 (普通地区)</p> <p>第17条</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、県自然環境保全地域における優れた自然の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して30日以内に限り、その優れた自然の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1007

担当部署: 産業振興課

処分の概要	中止命令		
例規名 根拠条項	自然環境の保全及び緑化に関する条例 第18条第1項(第25条において準用する場合を含む。)		
例規番号	昭和49年栃木県条例第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第18条第1項の規定による。 (中止命令等)</p> <p>第18条 知事は、県自然環境保全地域における優れた自然の保全のために必要があると認めるときは、第15条第4項若しくは第16条第3項の規定に違反し、若しくは第15条第5項(第16条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に附せられた条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者、又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1008

担当部署: 産業振興課

処分の概要	緑地環境保全地域における措置命令		
例規名 根拠条項	自然環境の保全及び緑化に関する条例 第24条第2項		
例規番号	昭和49年栃木県条例第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第24条第2項の規定による。                  (県緑地環境保全地域における行為の届出等)</p> <p>第24条</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、県緑地環境保全地域における緑地環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して30日以内に限り、その緑地環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1016

担当部署: 建設水道課

処分の概要	表示の停止その他の措置命令(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第19条第1項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第19条第1項の規定による。 (違反に対する措置)</p> <p>第19条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定めて、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1017

担当部署: 建設水道課

処分の概要	許可の取消し(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第20条		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第20条の規定による。 (許可の取消し)</p> <p>第20条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第13条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第14条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第14条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 前条の規定による知事の命令に違反したとき。</p> <p>(4) 虚偽の申請その他不正手段により許可を受けたとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1020

担当部署: 建設水道課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	栃木県小規模水道条例 第13条		
例規番号	昭和38年栃木県条例第30号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第13条の規定による。 (監督及び処分)</p> <p>第13条 知事は、衛生上又は保安上必要があると認めるときは、小規模水道布設者に対して当該設備の変更、修繕、給水停止、給水禁止等必要な措置を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年8月1日